

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和55年10月から同年12月まで

私は、申立期間当時、社宅に入っている主婦同士で「任意とはいえ、国民年金には加入しておいた方がよい。」という話になったので、A市役所B出張所へ行き加入の手続をした。

自分から届け出て国民年金保険料を納付しようとしたのに、3か月だけ納付していないとは絶対に考えられない。

支払わなければならないものは必ずきちんと支払ってきており、納付期限を過ぎて納付したことは一度も無い。

申立期間の領収書は残っていないが、申立期間の国民年金保険料の納付事実を認めて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、昭和39年に婚姻後は、申立期間を除き、国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、昭和54年8月に申立人自身が国民年金に任意加入し、申立人が保管している複数の領収書から、国民年金保険料を当月末日までに納付していることが確認できる上、申立人の納付意識は高く、「納付期限を過ぎて納付したことは無い。」という申立人の主張に符合し不自然さはみられない。

さらに、申立人の夫は昭和30年からC株式会社に勤務して安定した収入を得ており、申立期間当時、国民年金保険料を納付できないような経済的事情があったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 7 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私の国民年金の加入手続は制度発足当初に母が行い、また、国民年金保険料は、私が就職した昭和 40 年 7 月分まで、母が母自身の国民年金保険料と一緒に納付してくれていたと記憶している。

しかし、私のみが申立期間の納付記録が未納となっているので、申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないものの、国民年金手帳記号番号は、これらを行ったとする申立人の母と連番で A 市から払い出されており、申立人の母が申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推測される上、A 市の国民年金被保険者名簿から昭和 36 年 4 月から 39 年 3 月までの間、申立人及び申立人の母は同一年月日に国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間について、当時の A 市の国民年金保険料納付検認明細書を見ると、申立人の母は、申立人と同様に未納期間となっているものの、この期間は、特例納付や過年度納付を行っており、特に、昭和 40 年度の未納保険料を納付する際には、申立人の申立期間に当たる昭和 40 年 4 月から同年 7 月までの期間と申立人に厚生年金保険の加入期間がある同年 8 月から 41

年3月までの期間を区分して国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人の申立期間における国民年金保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年11月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から夫と共に加入したが、国民年金保険料を納付しなかったことから、隣人である国民年金の集金人に言われて昭和37年7月から全額免除を申請した。その後、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなるとの説明を受け、40年代の初めごろに、私が私自身と夫の保険料を含めて8,000円程度を納付するなど、3回から4回に分けて未納及び申請免除の期間の保険料を納付した記憶があるので、夫と同様に申立期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録及びA市の国民年金保険料検認連名簿から、申立人の夫と同様に、昭和36年4月から37年6月までの期間の未納分の国民年金保険料を特例納付するとともに、40年12月から42年3月までの期間の申請免除分の保険料は追納したものと推測される上、42年4月からは国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の長女は、「隣人である集金人から、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなるとの話があり、私が中学生又は高校生のころ、母が母自身と父に係る申請免除期間の保険料を納付したことを記憶している。」と証言しており、申立人の夫について、特例納付と追納したことが確認できる申立期間前後の期間の納付時期（申立人については資

料が現存しないため納付時期が特定できない。)は長女が就職した昭和 46 年以降であることから、40 年代の初めごろに納付したとしている保険料は、申立期間に係る追納と推測される。

さらに、申立人が記憶している納付額も申立人及びその夫の申立期間に必要な保険料額(夫婦二人分で1万 250 円)とおおむね一致している上、申立人が集金人としている者の家族から、その者が昭和 40 年代の初めごろに国民年金の集金を担当していたとの証言も得られるなど、申立人の申立内容の信憑性は高い。

加えて、申立人は、昭和 42 年 4 月から国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の集金人から、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなると言われたとしていることを踏まえると、年々保険料が高くなっていく現年度保険料のみを納付し、低額の申立期間を追納しないのは不自然である。

このほか、申立期間には、年度内の一部が免除となっている期間が含まれ、この場合、社会保険庁は被保険者台帳を特殊台帳として保存することになるところ、申立人の夫の特殊台帳は存在するが、申立人の同台帳は見当たらず、当該年度についてすべて納付済みであったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和48年9月は8万6,000円、同年10月及び同年12月については9万8,000円、同年11月及び49年2月から同年4月までの期間については9万2,000円、同年1月及び同年6月については10万4,000円、同年5月及び同年7月については11万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和48年9月から49年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月1日から49年8月1日まで

社会保険庁の記録では、昭和48年9月から49年7月に係る標準報酬月額が3万9,000円となっているが、当時の給料支払明細書では8万6,000円から11万円の等級の保険料が源泉徴収されている。標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づき、昭和48年9月については8万6,000円とし、同年10月及び同年12月については9万8,000円、同年11月及び49年2月から同年4月までの期間については9万2,000円、同年1月及び同年6月については10万4,000円、同年5月及び同年7月につい

ては11万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主であるA組合は、同組合が経営する市場の組合員の厚生年金保険の包括加入先として、申立人が雇用されていた組合員である株式会社Bが同組合に提出した申立人に係る雇用届及び社会保険加入届に基づき申立人の申立期間に係る標準報酬月額を3万9,000円として社会保険事務所に届け出たとしていることから、事業主は、給料支払明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年12月1日から33年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を32年12月1日に訂正し、同年同月から33年9月までの標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月10日から33年10月1日まで

私は、B事業所で、昭和32年10月10日に面接を受けて採用され、明日から入社するようと言われ、入社すると消防係に配属された。

私が昭和32年10月ごろからB事業所に勤務していたことは、複数の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年10月1日となっており、勤務の実態に合っていないし納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年12月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年12月1日から33年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年12月1日とすべきところ33年10月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年12月から33年9月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から33年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を32年5月1日に訂正し、同年同月から同年12月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月1日から33年1月4日まで

私は、B事業所で、昭和32年3月1日に面接を受けて採用され、同月6日から消防署へ、約1か月間の教育実習に出された。

その後、消防係に配属された。私が昭和32年3月ごろからB事業所に勤務していたことは、複数の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年1月4日となっており、勤務の実態に合っていないし納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年5月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年5月1日から33年1月4日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年5月1日とすべきところ33年1月4日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年5月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を32年10月1日に訂正し、同年同月から33年5月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月1日から33年6月1日まで

私は、昭和32年8月ごろにB事業所で面接を受けて採用され、同月より勤務を始めたと記憶している。

当初は消防係に配属された。私が昭和32年8月ごろからB事業所に勤務していたことは、複数の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年6月1日となっており、勤務の実態に合っていないし納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年10月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年10月1日から33年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年10月1日とすべきところ33年6月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年10月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B(以下「B事業所」という。)における資格取得日に係る記録を32年7月1日に訂正し、同年同月から33年5月までの標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月30日から33年6月1日まで

私は、B事業所で、昭和32年4月30日に面接を受けて採用された。入社当初の3か月間は夜間の巡回の仕事で、その後消防係に配属された。

私が昭和32年4月末ごろからB事業所に勤務していたことは、複数の同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年6月1日となっており、勤務の実態に合っていないし納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B事業所に勤務していたことは、申立内容及び複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時の同僚が保管する失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も当該事業所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年7月1日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、当時の同僚が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B事業所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、取得月の厚生年金保険料を従業員の給与から控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和32年7月1日から33年6月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和32年7月1日とすべきところ33年6月1日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る32年7月から33年5月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月1日から同年6月16日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、株式会社A（現在は、株式会社B）における資格取得日に係る記録を52年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月20日から同年6月30日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

C株式会社を昭和52年3月19日付けで退職後、以前勤務していたD市へ就職することが内定していたが、直前になって株式会社Aへ就職することとなり、諸事情から同年6月30日で同社を退職した。給与から厚生年金保険料を控除されている同年6月度の給与明細書があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Bが提出した申立人の退職願（昭和52年5月1日入社、同年6月15日付退職）及び申立人が所持していた給与明細書（52年6月度）から、申立期間のうち、株式会社AのE営業所に52年5月1日から同年6月15日まで正社員として勤務し、52年5月分に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の給与明細書の厚生年金保険料額から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の資格取得を事務処理の

誤りで届け出なかったことが考えられる。」としている上、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和52年3月20日から同年5月1日までの期間及び同年6月16日から同年6月30日までの期間については、申立人が同年3月までと同年4月以降の株式会社AのE営業所長の氏名を覚えていることなどから、同営業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業主は、「当時、臨時の従業員も多く、申立人も当初は臨時であったと思われる。」と供述しているとともに、申立期間当時の株式会社AのE営業所長であった二人も同様な供述をしている上、前述した退職願の存在を踏まえると、臨時の従業員として勤務し、厚生年金保険に加入していなかった期間であったものと推測される。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から58年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から58年5月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

勤務していた有限会社Aが倒産し、自宅も競売となったため、B市と相談して作成した返済計画書に従い、各種税金や国民年金を納付した。国民年金保険料は同市の集金人に妻が夫婦分を納付したと記憶しており、妻は納付している月もあるのに、夫である私の納付記録が申立期間、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金加入手続を行ったとする申立人の妻は、加入手続の状況(時期や場所等)に係る記憶が明確でない上、申立人の妻の国民年金加入資格は申立期間も引き続き任意加入のままであり、B市の電算記録及び社会保険庁のオンライン記録においても、申立人は有限会社Aを退職後、住所地のB市において国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらず、このため、同市では、国民年金保険料の納付のための納付書の発行ができず、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人がB市と相談して作成したとしている返済計画書について、同市では不明としていることから、同計画書に基づく国民年金保険

料の納付状況を確認することができない上、申立人の妻が申立期間当時、納付したとする国民年金保険料は、実際の国民年金保険料額と異なっているなど、当時の記憶は曖昧である。

加えて、申立人の国民年金保険料の未納期間は、4年2か月に及んでおり、この間、事務処理の誤りにB市が全く気が付かないとするのも不自然である。

このほか、申立人の妻以外に申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことに関する証言を得ることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日まで

私の夫は、昭和 27 年 12 月 1 日付けで、A株式会社B支社C部から同支社D部に転属となり、各漁場において幹部として勤務していたにもかかわらず、昭和 27 年 12 月 1 日から 29 年 4 月 1 日の期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことに納得できないので、調査をしてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出のあった申立人に係る職歴資料及び元同僚等の証言から、申立人が申立期間にA株式会社B支社D部に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間当時に、A株式会社B支社D部において勤務経験のある複数の者から聴取したところ、幹部として入社したとする4人は、いずれも準社員に昇格した時期の記憶と厚生年金保険の資格取得日がほぼ一致し、うち1人は準社員になった時に厚生年金保険被保険者証と健康保険証を受け取ったと証言していることから、申立期間当時、D部においては、申立人と同様に幹部として入社した者の厚生年金保険の適用に関し、準社員に昇格した時点で厚生年金保険の被保険者とする取扱いをしていたことがうかがえる。

また、申立人は平成5年に亡くなっている上、申立期間のほとんどが婚姻前の期間であるため、申立人の妻からも申立人に係る厚生年金保険等の情報を得ることができない。

さらに、申立事業所は平成12年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、後継企業である株式会社Eに、申立人に係る勤務実態、厚

生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 5 日から 40 年 4 月 6 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

勤務していたA病院に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約8か月後の昭和40年12月15日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金の支給決定日は、申立人の氏名変更に近接した同年12月27日であることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されている上、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の脱退手当金の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶は無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 1 日から同年 3 月 14 日まで

私は、株式会社Aに昭和 48 年 1 月 1 日から友人と一緒に入社し、同年 1 月末から大阪で研修後、同年 3 月からは子会社の有限会社Bの設立準備に携わった。しかし、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間は親会社の株式会社Aで厚生年金保険に加入していたはずであり、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険の加入記録によると、昭和 48 年 1 月 26 日から有限会社Bに雇用されており、株式会社Aでの雇用記録は確認できない。

また、株式会社Aからの出向者である申立人の同僚は、「申立人や申立人が同僚としている者は覚えているが、いずれも有限会社Bの社員として採用し、申立期間は研修期間であったと思う。」と供述していることから、申立期間当時においては、有限会社Bにおいて使用されていたことがうかがえる。。

また、社会保険庁の記録によると、有限会社Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 48 年 3 月 14 日であることが確認できる。

さらに、申立人が一緒に株式会社Aに入社したとしている友人（既に他界）は、有限会社Bにおいて申立人と同様に昭和 48 年 3 月 14 日に厚生年金保険に加入している上、申立期間当時は国民年金に加入していたことが確認できる。

加えて、申立期間の前後を含む、株式会社Aに係る昭和 47 年 11 月から 48

年3月までの社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管している厚生年金保険被保険者原票に申立人や申立人が同僚としている者の氏名は見当たらず、欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。